

文京区無電柱化推進計画の策定について

1 目的

無電柱化の推進に関する法律(平成 28 年法律第 112 号)が制定され、法第 8 条第 2 項により、区は、国の無電柱化推進計画を基本として、区の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画を定めるよう努力義務化された。国が平成 30 年 4 月に無電柱化推進計画を策定したことから、区においても、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を図るため、文京区無電柱化推進計画を策定する。

2 策定内容

- (1) 無電柱化の推進に関する基本的な方針
- (2) 無電柱化推進計画の期間
- (3) 無電柱化の推進に関する目標
- (4) 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (5) その他無電柱化の推進に関する必要な事項

3 検討組織

文京区無電柱化推進計画検討委員会

委員長 : 土木部長

副委員長 : 道路課長

委員 : 企画課長、防災課長、経済課長、観光・国際担当課長、都市計画課長、
地域整備課長、住環境課長、建築指導課長、管理課長、みどり公園課長、
教育総務課長

4 スケジュール(案)

平成 30 年 5 月 議会報告(計画の策定等について)

6~10 月 委員会の開催(三回程度)

11 月 議会報告(計画の素案について)

12 月 パブリックコメント

平成 31 年 1 月 委員会の開催

2 月 議会報告(計画の案について)

3 月 計画策定